

本学における障害学生支援

林 信 治 ・ 岡 本 香

I. はじめに

近年、全国的な動向として、障害学生の大学等への進学者は増加している。独立行政法人日本学生支援機構（以下、「支援機構」という。）の障害学生の修学支援に関する経年調査^{1) 2)}によると、全国の大学・短期大学・高等専門学校・大学院（以下、「大学等」という。）で入学試験で特別な配慮を行った受験生は、平成17年度には1,734人であったが、平成18年度には1,710人と減少した。それにもかかわらず、合格者は平成17年度の632人から平成18年度の829人へと197人増加した。

大学等に在籍している障害のある学生（以下、「障害学生」という。）の総数は平成17年度が5,444人、平成18年度が4,937人であり、在籍率（全学生数に占める障害学生の割合）は平成17年度18年度共に0.16%であった。障害学生のうち、在籍校に支援の申し出があり、それに対して在籍校が何らかの支援を行っている障害学生（以下、「支援障害学生」という。）の総数は平成17年度の2,029人から平成18年度の2,256人へと227人増加しており、在籍率は平成17年度の0.06%から平成18年度の0.07%へと増加している。障害学生支援率（障害学生に占める支援障害学生の割合）も平成17年度の37.3%から平成18年度の45.7%へと増加していた。

障害学生の支援として何らかの授業保障（ノートテイク、手話通訳、点訳など）を行っている大学等は、平成17年度が206校であったのに対して、平成18年度は397校であり、実施校数は約2倍に増加した。また、一人でも支援障害学生が在籍していれば60%以上で何らかの授業保障が行われていた。授業保障の中でも、「試験時間延長・別室受験」、「解答方法配慮」、「注意事項等文書伝達」、「教室階数配慮」、「実技・

実習配慮」についてはすべての障害種別で実施されていた。

このように、全国的な動向として、障害学生の大学等への進学者が増加するばかりでなく、支援障害学生は総数、在籍率ともに増加し、授業保障も多くの大学等で行われるようになってきているといえる。

これらの状況を踏まえて、支援機構では、新たに障害学生の授業保障等を実施する大学等の支援のために、「障害学生修学支援ネットワーク」を構築している。障害学生修学支援ネットワークにおいて、大学等間のネットワーク化を図るために、全国を11の地域ブロックに区分し、各地域ブロックに先進的な取り組みを行っている大学等を「拠点校」としている。拠点校は、該当地域の障害学生修学支援体制の整備や取り組みの共有化を図り、該当地域ブロックの大学等を中心に障害学生受け入れの際の相談を受け付けている³⁾。

本学においても、障害学生の増加に伴い、今年度からノートテイクによる授業保障（以下、「ノートテイク事業」という。）が行われている。このノートテイク事業を中心に本学の障害学生支援の現状と今後の課題などについて検討したので報告する。

II. 本学における障害学生支援

本学における障害学生支援は、学生生活全般についての一般的な相談窓口（指導教員や保健室など）以外に大学としての組織的な支援体制が構築されておらず、その都度、できる範囲の、必要に応じた対応を個別に行うことを原則としている。具体的には、受験希望学生に対して入学試験前に個別に相談を行い、本学として実施可能な支援を説明する。この説明によって示された支援内容に同意した学生が受験し、入学

してくる。入学後は、原則として卒業まで、この入学試験前の個別相談によって示された支援内容が基本となり、それに沿った対応が行われることになる。

著者らの調査によれば、これまでに在籍していた障害学生には大学の組織としての支援はほとんど行われていなかった。学内設備のバリアフリーについては、スロープの設置、車いす用トイレの設置、自動ドアの設置などが順次行われているが、一部に未施工の部分が残っており、完全なバリアフリーにはなっていないのが現状である。また、授業保障についても、これまで支援の申し出がなかったためか、行われてはいなかった。

Ⅲ. ノートテイク事業の経過

1. ノートテイクの開始までの経過

ノートテイク事業の実施担当者（以下、「担当者」という。）の選任からノートテイカー（以下、「テイカー」という。）を派遣するまでの期間は約2週間であった。この間に、ノートテイクを希望する学生（以下、「支援学生」という。）のニーズの把握のための面談、テイカーの募集及びテイカー説明会の開催、支援学生が履修している授業科目の担当教員（以下、「授業担当教員」という。）に対する授業での配慮を依頼する文書（以下、「配慮文書」という。）の教務部を通じての配布、テイカーを派遣することになった授業の担当教員（以下、「派遣授業担当教員」という。）への協力依頼などを行った。

2. ノートテイク開始後の経過

テイカーの派遣を開始した後は次のような活動を随時行っている。

- ①支援学生との面談。
- ②テイカー間及びテイカーと担当者間の情報交換と情報の共有化の場の設定。
- ③支援学生のニーズに即したノートテイクの方法の検討と実施。
- ④テイカーの募集と採用及びテイカー派遣の調整。

(1) 支援学生との面談

支援学生のノートテイクへの感想や要望な

どの把握のために、支援学生と担当者の面談を適宜行っている。

この面談では、ノートテイク事業へのさまざまな意見ばかりでなく、大学生活全体についての意見なども表明されることがある。

(2) テイカー間及びテイカーと担当者間の情報交換と情報の共有化の場の設定

情報交換と情報の共有化の場としては、定期的な話し合いの設定と日常的な意見交換を行っている。

定期的な話し合いの場としては、テイカー会議を月に1回開催している。

テイカー会議は、ノートテイクの理解を深め、テイカーと担当者の意思疎通を図り、テイカーの意見や要望を把握することなどを目的としている。内容は、「ノートテイク事業の取り決め」⁴⁾の説明をとおしてノートテイクについての共通理解を得ること、ノートテイク事業についての重要な事柄でテイカーに関連のあるものについての伝達やテイカーの意見や要望などについての話し合いが行われている。

日常的な意見交換としては、ノートテイク終了後の「アンケートの記入」、「テイカー連絡ノート」の作成及びテイカーと担当者との日常的な意見交換などを行っている。

ノートテイク終了後のアンケートは、支援学生、テイカーがそれぞれの授業のノートテイクの状況や感想を記入するものである。このアンケートの目的は、担当者がノートテイクの状況やその効果を把握するとともに、ノートテイク事業の改善の為の資料を得ようとするものである。

テイカー連絡ノートは、ノートテイクの感想やノートテイクの方法のアイデアの提案、その他テイカー間の情報共有のために、テイカーが自由に記入するものである。例えば、1人のテイカーがノートテイクに関する何らかのアイデアを記入すると、そのアイデアに対して他のテイカーからコメントが付記されるというように、ノート上で活発な意見交換が行われている。

テイカーと担当者の日常的な意見交換は、

テイカーがノートテイクを行う授業の前後に必ず担当者と顔を合わせる機会を設け、この機会を活用して自由に意見や感想を交換するものである。

(3) 支援学生のニーズに即したノートテイクの方法の検討と実施

テイカーが授業の中で支援学生の意向を受けて試行した方法やアイデアをまとめ、テイカー会議の話し合いを経て、ノートテイクの方法をまとめた「ノートテイクのルール」⁵⁾を作成している。このルールは、さまざまな機会を通じて、テイカー間の情報交換が活発に行われ、それによって情報の共有化が進むことによって、作成することが可能となったものである。また、このルールは新しく加わったテイカーにとって貴重なテキストとなっている。

(4) テイカーの募集、採用及びテイカー派遣の調整

テイカーの募集は、随時、掲示や学科教員の授業、個人的な依頼などを通して行っている。ノートテイク開始後もテイカーの応募者がある。

テイカーの応募者には、テイカーの役割の説明やノートテイクについての基本的な講習を担当者が行っている。その後、派遣授業担当教員の理解と協力を得て、実際に活動しているテイカーの様子を、授業に参加しながら観察する機会を設けている。この観察によって、テイカーとして活動するかどうかについての最終判断をテイカーの応募者にしてもらっている。応募者がテイカーの活動を行うことを決めた場合にテイカーとしての活動を依頼している。

テイカーを派遣できる授業科目は、テイカー自身の時間割の空き時間でかつ活動できる時間と、支援学生の時間割でテイカーの派遣を希望する授業時間が一致した授業である。したがって、支援学生がテイカーの派遣を希望する授業であっても、テイカーの時間割との関係で派遣できない授業もあるのが現状である。

3. 支援学生の履修している授業担当教員への対応

支援学生の授業保障のためには、授業担当教員の理解と協力は欠かすことができない。さらに、派遣授業担当教員には、テイカーの役割と活動についての理解と協力を得ることが必要である。そのため、授業担当教員および派遣授業担当教員に対して、次のような対応を行っている。

(1) 授業担当教員への対応

支援学生の履修科目が確定した直後に、先述のように配慮文書を教務部を通じて配布した。

配慮文書の内容は、支援学生の授業を受ける際の制限の状況、授業を進めるにあたって配慮してほしい具体的な内容、テイカー派遣を検討中であること及び派遣の際の協力依頼である。具体的な配慮については授業担当教員に任されているが、必要に応じて、支援学生本人から直接、要望が伝えられている。

(2) 派遣授業担当教員への対応

テイカー派遣が決定した授業担当教員へは、担当者から電話あるいは口頭で依頼を行い、了承を得ている。併せて、派遣授業担当教員のテイカーに対するより深い理解を協力を得るために、テイカー派遣の目的、テイカーの授業における立場、教員のテイカーへの対応などを内容とする文書を担当者名で作成し、配布している。

また、派遣開始から約1ヶ月経過後に、派遣授業担当教員と担当者の話し合いの場として「ノートテイク事業説明会」を開催した。この時点での派遣授業担当教員は7名（内1名は担当者である。）であった。

説明会では、担当者から、ノートテイク事業の経過、テイカーの役割、ノートテイクの実際、担当者の役割などの説明を行った。派遣授業担当教員からは、ノートテイクの質の担保の方法、派遣授業担当教員によるノートテイクの内容の確認の必要性、テイカーの学外からの派遣の受け入れの検討などの運営面についての指摘や検討課題が示された。また、支援学生やテイカーの素直な感想を聞き授業

改善に役立てたいとの意見があった。この感想については、後日、支援学生とテイカーの了解を得て、派遣授業担当教員へ配布した。

4. 前期終了時までのノートテイク事業の実績

前期終了時までのノートテイク事業の実績を表に示す。なお、6月からは一部の科目でテイカーの二人体制を開始した。

表：ノートテイク事業の実績

	履修科目数 (コマ)	派遣授業 科目数(コマ)	派遣割合 (%)	テイカー数 (人)	のべ派遣コマ数 (コマ)※
4月	27	11	40.7	5	19
5月	27	12	44.4	6	20
6月	27	14	51.9	8	56
7月	27	14	51.9	9	56
8月	27	14	51.9	9	10

※バラツキは授業週数の差異が主な理由である。

テイカー派遣授業科目の割合は約5割であり、テイカー数は開始時から約2倍となった。

支援学生の感想では、「授業の様子はテイカーのいる授業では7～8割くらいは分かるが、いない授業では半分も分からないのではないか」とのことであった。テイカーによる支援については、「助かっている」、「あった方がいい」との評価であり、「できたらすべての授業に派遣してほしい」との要望があった。

IV. ノートテイク事業以外の障害学生支援の状況

ノートテイク事業以外の障害学生の大学生活における支援として、授業保障の一環として捉えることができる「定期試験への配慮」及び「学内での生活に関わる支援（登下校、学内の移動、ADLの介助など）」についての本学の状況について、著者らが調査した範囲で述べる。

(1) 定期試験への配慮

障害学生の中には、一般学生と同一の評価基準で成績評価を行うために、定期試験で特別な配慮が必要な場合がある。

今年度在籍している障害学生から入学時に定期試験等への配慮を求めることはなかったが、ノートテイク事業などからその必要性は明らかとなった。このような状況から、今年度の前期試験では、教務委員会が「定期試験で特別な配慮が必要な学生の有無とその内

容」についての調査を専任教員を対象として行うこととなった。その結果、数名の学生について、試験時間の延長、試験情報等の文字化、座席の位置の配慮などが必要であることが分かった。これについての教務委員会での検討の結果、試験のための特別な時間割の設定は困難であるため、定期試験での配慮の実施は各教員の判断に任せることとし、教務委員会から各教員に、実施予定の配慮の内容及び実施した配慮についての報告を求めることとなった。

(2) 学内での生活に関わる支援

障害学生にとって、設備のバリアフリーが十分でない環境で大学生活を送るためには、この支援は必要不可欠である。入学前の相談でも依頼があるが、本学では大学としての支援体制がないため、学生の自助努力が求められている。

そのため、これらの支援が必要な学生は、自分で、家族や友人の他、ボランティア学生などに支援者になってもらうことの依頼をし、支援体制を構築することが必要となる。当初は家族が中心的な役割を担うことになるが、交友関係が広がってくると、その支援は徐々に友人へシフトしてくる。しかし、数名の友人だけでは人数的に不足であるとともに、友人自身の生活スケジュールもあるため、支援体制は不十分なものとなる。これに対応するために前年度までは友人に限らないボランティア学生を募集するなどして、支援者を増やすことを試みていたが、今年度に支援サークルが設立された。

V. 本学における障害学生支援の今後の課題(考察に代えて)

1. 大学における障害学生支援の意味

障害者基本法では、障害者はあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ（第三条第2項）、障害を理由とする差別や権利利益の侵害を禁止している（第三条第3項）。

この障害者福祉の理念を具現化するための実践の一つとして、実際の社会の環境（国際生活機能分類では、物的な環境、社会的な環境、人々

の社会的な態度による環境とされている。)を改善する、社会のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化がいられている。バリアフリーの概念は、障害者の日常生活や社会生活を困難にする社会の側に存在する制度や物理的構造、文化・情報、意識の障壁を取り除こうとするものである。ユニバーサルデザインの概念は、誰もが利用しやすい、誰にとっても困難のない環境を作り出していこうとするものである。

障害学生の大学教育に関するさまざまな支援を行うことは、障害による制限を環境を改善することにより補償し、学習の機会の均等を保障するものであり、障害者基本法の基本的な理念の具現化といえる。障害学生が講義を受けやすいように大学のさまざまな環境を整備することは大学教育のバリアフリー化である。これをさらに発展させることにより、すべての学生にとってより望ましい学習の環境を整備することでユニバーサルデザイン化を図ることとなる。つまり、障害学生の支援には大きく二つの意味があるのである。その一つは、障害学生に対して一般学生とは別の特別な教育活動を行おうとするものではなく、障害学生に即した支援を行うことにより、障害学生が一般学生と同じ教育活動を一般学生と同じように受けることができるようにすることである。二つには、このような障害学生への支援を行うことよって、大学としての学習環境の改善が行われ、その結果として、すべての学生にとってより望ましい教育環境が整えられ、保障されることになるのである。

2. ノートテイク事業の課題

ノートテイク事業の運営では、事業の開始から、実施に伴って生じるさまざま課題を解決していくことが必要となる。ノートテイク事業の開始からこれまでに生じた課題の主なものについて述べる。

(1) 事業の実施まで

ノートテイク事業の開始には、開始までの経過で記したように、短時間の中で、支援学生のニーズの把握やテイカーの募集、関係各部署との連絡調整や理解を得ることなど多くの活動とそのためのノウハウが必要であっ

た。これらについては支援機構や拠点校の資料に負うところが大きかったが、ノートテイク事業の実施には、その都度対応するという現在の対応方法では方法論的にも時間的にも困難な状況であった。

この経過から、新しい支援を行うためには、それまで行われてきた種々の支援のノウハウの蓄積ができるようすることと、そのノウハウを活用して実施体制を構築できるようにすることが必要といえる。

(2) テイカーの確保について

ノートテイク事業を実施するためには、できるだけ多くのテイカーの確保が必要である。派遣しているテイカーの人数は、一授業科目に支援学生一人あたり1～2名である。派遣にはテイカーの活動可能時間と履修授業科目との調整が必要であり、テイカーの緊急時の代替要員も考慮することが必要である。そのため、ノートテイク事業を継続するために必要なテイカーの人数は、単純に「テイカーを派遣する授業科目数」と「一授業科目あたり必要なテイカーの人数」との積とはならないのである。

現在、テイカーとして活動するには、「できる限り履修した経験のある授業科目を担当する」、「現在履修している授業科目は担当しない」の2点を条件としている。

その理由としては、一つ目の条件については、テイカーがすでに履修した授業科目であれば、テイカーがその授業内容のある程度理解できており、ノートテイクが容易となるからである。特に、各学科の専門授業科目は授業の内容が専門的で高度であり、かつ専門用語が多用される点からもこの傾向は強くなる。二つめの条件については、テイカーが現に履修している授業科目でノートテイクを行うことは、テイカー自身のその授業科目の学習が必要であり、ノートテイクに集中することができない。そのため、テイカーとしての適切な支援を行うことは困難な場合が多いからである。

この条件を満たすテイカーは多くは上級生となるが、本学のような小規模校でこれらの

条件を満たすテイカーを必要人数集めることは、現在行っているような、ガイダンスでの募集告知、募集の掲示などによる募集方法では困難な状況にある。この状況を改善するためには、今後、ノートテイクの実際を知り、理解を深め、研修終了後は受講生がテイカーとして活動するテイカー養成のための研修会を開催していくことが有効と考える。

このような研修会を開催するためには、大学関係部門との連絡調整や予算の確保などが必要である。

(3) 授業担当教員への支援

授業での配慮を行う授業担当教員は、ノートテイク事業説明会での話し合いの内容やその他の直接・間接の情報によると、障害学生に応じた配慮の方法やその程度などについて苦慮している状況にあることがわかった。初めて障害学生の授業を担当する教員も多いと考えられることから、授業担当教員に対する支援も重要といえる。

しかし、現状では、配慮の方法やその程度についての経験が少なく、そのノウハウがほとんど蓄積されていない。そのため、授業担当教員への支援も十分に行うことができていない。

今後は、新たに授業担当教員となる教員からの相談を受け、授業方法や教材研究などをともに検討、開発していくことができるようにしていくことが必要である。そのためには、授業担当教員としての経験のある教員の協力を得て、授業方法や教材の工夫などを資料化して蓄積していくことが必要である。

(4) 一般学生の理解を深めるための活動

テイカーがその支援をスムーズに行うためには、一緒に授業を受講する一般学生にテイカーの支援（テイカーによる支援は、あくまでも支援学生の障害による制限を補償するための情報の保障が中心であって、家庭教師のような学習内容の支援を行うものではないことなど。）についての理解を得ることが重要である。さらに、ノートテイク事業ばかりでなく、障害や障害者への一般学生の理解を深められるようにしていくことも、本学のバリ

アフリー化にとっては重要な意味を持つといえる。

このような活動としては、卒業単位として認定される授業科目として、ボランティア論などのような講義を開講することが有効である^{6) 7)}。本学でこれらの講義を開講するにあたっては、大学関係各部門との連絡調整や理解を得ることがまず必要となる。

3. ノートテイク事業以外の障害学生支援の課題

障害学生の多くは、これまでは学校生活全般にわたりさまざまな配慮が普通に行われていた環境で学生生活を送ってきている。しかし、大学での生活は、これまでのように配慮が普通に行われる環境ではない。また、大学での学習システムも、これまで経験した学校のそれとは異なっている。障害学生はこのような大きな環境の変化に適応していくことが必要となってくる。

障害学生がこのような状況におかれていることを理解し、彼らの生活のしづらさやそれに対する要望を十分に聴きながら必要な支援を行うことが必要である。それと同時に、障害学生がこの環境の中でより望ましい学生生活を彼ら自身が自らの力を発揮して構築できるよう、彼らの成長を促していくことも重要な支援である。

また、障害学生の中には、前述のような理由により、入学前の時点では入学後の生活の様子を予測できないために、入学後でなければ必要な支援を求めることができない場合がある。さらに、入学後の不慮の出来事によりさまざまな支援が必要となる場合もある⁷⁾。つまり、入学前の状況や要望により入学後の支援を内容や範囲を規定すると、入学後に生じる可能性のある必要な支援に対応することができないことになるのである。

このような障害学生の状況に対しては、受験相談から卒業までのすべての期間にわたり、障害学生の環境適応や学生生活継続のための相談支援、及び入学後に新たに顕在化した支援についての対応を行うことが必要である。

VI. まとめ

ノートテイク事業の実践を中心に、本学における障害学生支援の現状を通して、障害学生支援を行うために必要な課題について検討した。

これらの課題に対応するためには、受験相談から卒業までの期間をとおして障害学生の相談に応じ、そこで示されたニーズに対して必要な支援体制を迅速に構築し、継続的にその支援を実施し、これらの実践のノウハウを蓄積していくことが必要である。

このような障害学生に対する支援体制を確立するためには、継続的に障害学生の支援を担当することができる専門的な部署の設置、及びその部署の活動の根拠となる学内の諸制度の構築が必要と考える。

VII. おわりに

大学等における障害学生の支援は全国的に広がりを見せている。今後は従来の支援の対象であった、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害の学生に加え、特別支援教育の対象となる学生や精神疾患をもつ学生、心理的サポートを必要とする学生も含まれるようになることが予想されている⁹⁾。

このように、障害学生への支援がより必要となる状況の中で開始されたノートテイク事業であるが、今後は、ノートテイク事業の課題を解決していくと同時に、ノートテイク事業以外の障害学生に対する支援を充実、発展させていくことが必要である。そのための全学的な検討を早急に開始する必要があると考える。

付記

本稿は障害学生支援の制度に関する内容であるが、研究支援委員会からの要請により、ノートテイク事業の関係者からの同意を得た。

注

- 1) 独立行政法人日本学生支援機構：大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の就学支援に関する実態調査報告書，2006
- 2) 独立行政法人日本学生支援機構：平成18年度（2006年度）大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査報告書，2007
- 3) 支援機構では障害学生支援について、「障害学生修学支援事業をベースとし、より一般的な学生向けサービスの充実、教授法の改善・向上などにつながることでより大学等全体の教育活動・学生支援の改善・充実を推進したいと考えています。障害学生にやさしい大学は、障害学生に限らず全ての「学生にやさしい大学」につながるものと考えます。まさに、障害学生修学支援事業はJASSOが掲げる「教育の機会均等の保障」「ユニバーサルアクセスの実現」を目指す事業の一つなのです。」としている。現在の主な事業には、「相談事業」、「研修事業」、「研究促進事業」がある。拠点校は、宮城教育大学、筑波大学、日本福祉大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学の7大学である。
http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/index.html
- 4) ノートテイク事業を開始する際に作成したノートテイクを行う際の基本的なルールであり、その後の実施状況に即して適宜改正している。現在の主な内容は、テイカーの役割（支援の考え方、支援の範囲、他の受講生への配慮等）、テイカーの責任、ノートテイク等の実際、テイカー希望者への対応、担当者の役割などである。
- 5) 支援学生のニーズに少しでも応えることのできるノートテイクの統一された方法を、支援学生ごとにまとめたものである。その内容は絶対的なものではなく、支援学生のニーズに即した方法が新たに開発されることにより適宜変更される。主な内容は、ノートテイクの特徴、その他の支援の特徴、ノートテイクの必要物品、書き方（略語、記号等）などである。
- 6) 山本幹雄，近藤邦子，吉原正治，藤田真理子：大学における障害学生就学支援ボランティアの育成－広島大学の事例から－，総合保健科学（広島大学保健管理センター研究論文集）Vol.18，2002，67-71
- 7) 高口央，田中芳則，吉原正治：大学における障害学生就学支援の授業効果，総合保健科学（広

島大学保健管理センター研究論文集) Vol. 21,
2005, 1-6

- 8) 川村祥平：私の大学生活-脳外傷者として（私たちの大学生活）（特集「高等教育における障害学生の受け入れと支援」），ノーマライゼーション4月号，2004，16-17
- 9) 鶴岡大輔：障害学生と高等教育（特集「高等教育における障害学生の受け入れと支援」），ノーマライゼーション4月号，2004，10-13